

令和7年2月25日招集

令和7年 第2回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和7年第2回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第2回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和7年2月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
8番	石山一穂	9番	栗原洋幸	10番	芦野繁美
11番	阿部昇	12番	寒河江一浩	13番	大江正好
14番	加藤友英	15番	中谷裕	16番	高橋浩一
17番	東海林光輝	18番	門脇功		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報第2号 農地賃貸借契約の合意解約について

第5 報第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

第6 議第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第7 議第6号 事業計画変更承認申請について

第8 議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議第8号 農用地利用集積計画について

第10 議第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

第11 議第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

第12 議第11号 令和7年度東根市農作業賃金・機械利用料金標準について

第13 議第12号 非農地の判断について

第14 議第13号 東根市地域農業経営基盤強化促進計画の策定について

第15 農地あっせん委員会の報告

第16 農地転用委員会の報告

第17 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農政主査兼係長 高橋 範 一 農地係長 後 藤 美智子
主任 杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長職務代理者 門 脇 功

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和7年第2回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、7番 永瀬清一委員、19番 菅原繁治委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

11番 阿部昇委員、12番 寒河江一浩委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第1回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第2号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第14、議第13号東根市地域農業経営基盤強化促進計画の策定についてまでの、2報告と9案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。高橋農政主査、お願いします。

【高橋農政主査】

令和7年、第2回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は 27 件です。

報第 2 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があつた、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 15 番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,300 m²の内 2,000 m²。賃貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●●、賃借人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借となります。

以下、受付番号 16 番から 5 頁の受付番号 41 番までの 26 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願は 1 件です。

報第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について

別紙土地に係る農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について受理したので、本会に報告するものであります。7 頁及び 8 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願。

転用申請年月日：令和 7 年 1 月 10 日、土地の所在：大字蟹沢字楯ノ越●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑 地積：1,223 m²他 12 筆。譲渡人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●● ●●●●● 職業：農業 他 6 名。譲受人住所氏名：東根市神町北五丁目 3 番 24 号株式会社ラディッツ 代表取締役 矢萩賢一 職業：不動産業、東根市中央二丁目 11 番 1 号、天野地所株式会社 代表取締役 天野誠也 職業：不動産業。取下願年月日：令和 7 年 2 月 12 日、取下願理由：開発行為許可申請との兼ね合いで土地利用計画の再検討を行った結果、転用事業を中止することと決定したため。取下願の受理年月日：令和 7 年 2 月 12 日であります。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、11 件です。

議第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号 14 番 土地の所在：大字蟹沢字西●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：375 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字島大堀●●●● ●●●●●、事由：労力不足 経営面積：15 a。譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●●、事由：経営規模拡

大 経営面積：29 a であります。

以下、受付番号 15 番から 17 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号 18 番 土地の所在：本丸西三丁目●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：3,827 m²。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●、事由：労力不足、経営面積：112 a。借人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●● ●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：188 a であります。

以下、受付番号 19 番から 12 頁の受付番号 24 番までの 6 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請は、1 件であります。

議第 6 号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」昭和 51 年 9 月 30 日付け 51 構改 B 第 1939 号農林省構造改善局長通知、に該当するので、本会の意見を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号 1 番、当初計画者住所氏名：宮城県富谷市日吉台一丁目 1 番地 3、株式会社ヤース 代表取締役 櫻庭洋一。承継者住所氏名：天童市柏木町一丁目●●●● ●●●●、天童市柏木町一丁目●●●● ●●●●。承認を受ける土地の所在：大字若木字若木●●●●●●、地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：437 m²、用途：当初 モデル住宅展示場（建売分譲）、変更後 一般住宅となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条の許可申請は、3 件です。

議第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。16 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号4番 土地の所在：大森二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：758 m²。貸し人住所氏名：東根市六田二丁目●●●● ●●●● 職業：農業、借り人住所氏名：東根市大森二丁目3番6号 医療法人財団明理会 山形ロイヤル病院 理事長 中村哲也 職業：病院。転用後の主要目的：駐車場、駐車場（軽自）、通路他所要面積計が1,956 m²。備考として賃貸借権設定であります。

以下、受付番号5番及び6番の2申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、事業計画変更承認申請及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。18頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、77計画です。

議第8号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。

19頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号5番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,000 m²。売人住所氏名：東根市宮崎三丁目●●●● ●●●●、買人住所氏名：東根市大字泉郷169番地 株式会社ティスコファーム 代表取締役 菅原茂春。利用目的：水田として利用、移転時期：令和7年2月25日。対価、総額：848,300円、支払方法：口座、支払期限：令和7年3月23日、引き渡し時期：令和7年3月24日、買人の耕作面積は489aであります。

以下、受付番号6番から23頁の受付番号29番までの24申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。24頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号27番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,726 m²。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●、借人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和7年5月25日、終期：令和12年5月24日、賃借料：10aあたり10,199円、5年新規、借人の耕作面積は717aであります。

以下、受付番号 28 番から 31 頁の受付番号 78 番までの 51 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。32 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 63 計画であります。

議第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。

33 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構

受付番号 1 番 土地の所在：大字羽入字縄目●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,023 m²。貸人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●● ●●●●e、借人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 7 年 4 月 1 日、終期：令和 17 年 3 月 31 日、賃借料：10 a あたり 10,000 円であります。

以下、受付番号 2 番から 41 頁の受付番号 63 番までの 62 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。42 頁をお開き下さい。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は 9 計画であります。

議第 10 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画について、本会の意見を求めるものであります。43 頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、貸借権設定機構

受付番号 1 番、借人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●● ●●●●、貸人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●● 相続財産。土地の所在：大字東根元東根字津河●●●●●、地目、現況：樹園地、地積：1,692 m²、種類：使用貸借権設定機構、始期：令和 7 年 5 月 1 日、終期：令和 17 年 11 月 30 日、賃借料：無償であります。

以下、受付番号 2 番から 44 頁の受付番号 9 番までの 8 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。45 頁をお開き下さい。

議第 11 号 令和 7 年度東根市農作業賃金・機械利用料金標準について

令和7年度東根市農作業賃金・機械利用料金標準については、令和7年2月7日付けで、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会へ諮問し、別紙のとおり答申がありましたので、本会の議決を求めるものであります。46頁をお開き下さい。

2月7日に開催された、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会からの答申文であります。47頁をお開き下さい。

答申されました令和7年度東根市農作業賃金・機械利用料金標準（案）となります。

表は左から、作業名、単位、令和7年度（案）、令和6年度、摘要の順に掲載をしており、上段の表が農作業賃金、下段の表が機械利用料金となっており、令和7年度の金額をこの度提案するものであります。

なお、各作業名及び金額等については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。48頁をお開き下さい。

非農地の判断関係は、17件であります。

議第12号、非農地の判断について

農地法の運用について、平成21年12月11日付け21経営第4530号21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知により、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な別紙土地について、農地法第2条第1項の農地に該当しないことを本会において決定するものであります。

非農地の判断をする土地につきましては、農地法第30条第1項に規定する、利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地であることから、農地法の運用についての農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知のうち、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての判断基準に該当するか否かにより農地、非農地の判断を行うものであります。

基準につきましては、農地として利用するには、一定水準以上の物理的な条件整備が必要な土地で、農業的利用を図るための条件いわゆる基盤整備事業の実施等になりますが、それらが計画されない土地で、次に申し上げるどちらかに該当するものが、農地に該当しない非農地として、それ以外のものを農地とすると規定されております。

1つ目が、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。2つ目が、1つ目以外の場合であって、その周辺の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。49頁をお開き下さい。

非農地の判断関係であります。

番号1 土地の所在 大字東根元東根字滝の沢●●●●。地目 登記簿：畑、現況：畑、地積：151㎡他6筆。所有者住所氏名 東根市大字長瀬●●●● ●●●●。

以下、番号2から50頁の番号17までの16件につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

集計となります。東根地区、件数3件、筆数9筆、面積3,564㎡、東郷地区、件数1件、筆数1筆、面積528㎡、高崎地区、件数13件、筆数40筆、面積20,718㎡、合計：件数17件、筆数50筆、面積24,810㎡となります。

51頁は、非農地の判断関係を示す位置図になりますので、参考にさせていただきたいと思っております。52頁をお開き下さい。

議第13号、東根市地域農業経営基盤強化促進計画の策定について

別冊、東根市地域農業経営基盤強化促進計画について、農業経営基盤強化促進法 昭和55年法律第65号 第19条第6項の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

改正農業経営基盤強化促進法において、これまでの「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化等を推進することとしています。このたびの地域計画につきましては、これまで地域ごとに話し合いを重ねた結果、最終的な案として策定されたものであります。

計画の詳細につきましては、別冊に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件2件と、議案9件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第15、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。9番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

【9番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を2月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請4件、賃貸借権設定の許可申請7件、合計11件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る2月14日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号14番から17番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号 18 番から 22 番、及び 24 番の申請事由は経営規模拡大となります。

受付番号 23 番の申請事由は新規法人となります。

受付番号 23 番を除くいずれの案件につきましても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

受付番号 23 番については、今月開催されました委員会において、新規法人として株式会社えちごや 山形営業所長 高橋興平氏への聴取が行われ、あくまでも営農が目的であること、防除等での周辺農地への悪影響のないよう配慮すること、営農行為以外の用途に供することのないよう、注意、確認を行いました。協議の結果、この度の農地法第 3 条申請については、解除条件付きの賃貸借契約として許可する事はやむを得ないとの意見の一致をみました。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 16、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11 番、阿部昇農地転用委員会委員長。

【11 番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11 番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 2 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 3 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 2 月 14 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、

受付番号 1 番については、当初、モデル住宅展示場を整備するものとして 5 条許可を受けたものですが、計画がとん挫した事から、新たな申請人が計画を変更して承継するものであります。

なお、農地区分、及び、立地基準の判断であります。農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の (1) の イ の (ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号4番及び5番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号4番は駐車場を、受付番号5番は分譲用宅地を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当受付番号6番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、農作業小屋兼農業体験施設及び陶芸工房を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(a)」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(b)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第17、地区委員会の開会及び報告についてであります、お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第8号農用地利用集積計画について、12番寒河江一浩委員及び、16番高橋浩一委員が、また、議第9号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、8番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いた

します。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【5番 仲野孝藏委員】

5番仲野です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第5号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第6号及び議第7号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当及び許可相当との意見を付することの意見の一致をみました。

議第8号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第10号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第11号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第12号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

議第13号については、当該区域の関係者による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった地域農業経営基盤強化促進計画の策定を認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【13番 大江正好委員】

13番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第7号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、

正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 8 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 10 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 11 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第 12 号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

議第 13 号については、当該区域の関係者による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった地域農業経営基盤強化促進計画の策定を認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【3 番 大江弘哉委員】

3 番大江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 5 号については、経営規模拡大および新規法人によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 8 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 9 号及議第 10 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 11 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第 13 号については、当該区域の関係者による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった地域農業経営基盤強化促進計画の策定を認め、同意することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第2号農地賃貸借契約の合意解約について、及び報第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については、報告事項でありますのでご了承願います。

11番、阿部昇委員。

【11番阿部昇委員】

事務局にお伺いしたいのですがよろしいでしょうか。

【議長】

はい、どうぞ。

【11番阿部昇委員】

長瀬地区の農地売買の所有権移転で、10頁の17番の山形市大字中野目の方が譲受人で、集積の申請でも22頁の27番に●●●●さんという方が買人として記載されているのですが、樹園地を他の市町村からこの地域に購入という目的について、事務局で事情を把握されているのであればお聞きしたい。背景としては、以前、売買した樹園地を残土置き場として使用された経緯があるものですからお聞きしたい。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

農地係の後藤です。阿部委員のご質問に対してお答えいたします。まず、農地法第3条、10頁の17番の●●●●さん、及び22頁の27番、利用集積計画における所有権移転の●●●●さん、この方同一人ではございますが、この方、米と枝豆を中心として手広くされている方ということで、地域計画の担い手にも登録されていらっしゃる方で、営農に関しては問題のない方と聞いております。農地法3条と利用集積計画に分かれた理由としましては、今回の農地法3条の17番につきまして、面積が利用集積を使える面積に達していないということで今回3条になったという次第です。本来であれば利用集積を十分に使える方ということになっております。22頁の27番の樹園地については、我々も不思議ではあったんですが、米と枝豆を中心にやっている方と聞いていたんですが、確認したところ、この筆については樹園地ということで間違いはないということで聞いております。以上になります。

【11番阿部昇委員】

ありがとうございました。

【議長】

よろしいですか。

【11 番阿部昇委員】

はい。

【議長】

それでは、議第 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 6 号事業計画変更承認申請について、議第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上、3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 5 号から議第 7 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会。及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、承認相当との意見を付すること及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 5 号から議第 7 号については、許可すること、承認相当との意見を付すること及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 8 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、12 番寒河江一浩委員、及び、16 番高橋浩一委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 8 号農用地利用集積計画について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 8 号については、決定することに決しました。

12 番寒河江一浩委員、及び、16 番高橋浩一委員の復席を求めます。

12 番寒河江一浩委員、及び、16 番高橋浩一委員に申し上げます。

ただいま、議第 8 号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、採決いたしますが、その前に、8 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に

該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

【議長】

1 番清野周治委員。

【1 番清野周治委員】

すみません。ちょっとよろしいでしょうか。

【議長】

はい、どうぞ。

【1 番清野周治委員】

ここで集積の山寺の方ですが、羽入や荷口のほうに多数借りているようなんですけども、山寺から通って営農するのでしょうか。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

機構集積の2番3番の方かと思われるんですけども、こちらは中間管理機構での貸し借りということで山寺からの通作になるかと思えます。

【議長】

よろしいですか。

【1 番清野周治委員】

はい。作業小屋などがこちらにあるということでしょうか。

【後藤農地係長】

そこまでは事務局で把握できておりません。

【議長】

12 番、寒河江一浩委員。

【12 番寒河江一浩委員】

はい。作業小屋あります。この前、例外確認申請で報告なりました。

【議長】

よろしいですか。

【1 番清野周治委員】

はい。

【議長】

次に、議第9号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、採決いたします。

議第 9 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 9 号については、決定することに決しました。

8 番石山一穂委員の復席を求めます。

8 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 9 号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 10 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、議第 11 号、令和 7 年度東根市農作業賃金・機械利用料金標準について、議第 12 号、非農地の判断について、議第 13 号、東根市地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、以上 4 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 10 号から議第 13 号について、地区委員会の審議のとおり、決定すること及び、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 10 号から議第 13 号については、決定すること及び、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 7 年第 2 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 53 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員